

令和2年度（2020年度）

第2回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2021年3月10日（水）午後3時30分開会
場 所：北海道庁別館 地下1階 大会議室A

1. 開 会

○事務局（永安自然環境課課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

本日、司会をさせていただきます自然環境課の永安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数13名のうち、Zoom参加2名を含めまして、過半数である12名の委員のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策ということで、皆様にマスク等を着用していただいておりますが、一部、ウェブによる参加もごございますことを了承願います。

2. 挨拶

○事務局（永安自然環境課課長補佐） それでは、開会に当たりまして、自然環境担当局長の小林よりご挨拶申し上げます。

○小林自然環境担当局長 自然環境担当局長の小林でございます。

本日は、年度末の大変お忙しいところ、本年度第2回目の北海道環境審議会自然環境部会にご出席いただきまして、また、ウェブでの参加もいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は会場が大変狭くなっておりますことを、ご了承いただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、日頃から、道の自然環境行政の推進にご理解とご協力をいただいていることに対しまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、まだ先の見えない状況でございますけれども、ウィズコロナ、ポストコロナの時代におきましては、感染リスクの低い野外での活動への関心が高まり、自然公園の利用の在り方なども大きく変化していくものと考えております。また、人の行き来が制限される中で、狩猟者の動向の変化、飲食店の営業や利用に制限がかかる中でのジビエの流通の停滞など、野生動物管理においても様々な課題が生じており、何とか知恵を絞って対策を講じていく必要があると考えております。

そのような中、明るい話題もございます。

今月末には、厚岸道立自然公園とその周辺地域が、北海道で6番目、全国で58番目の国定公園に指定される予定となっております。国定公園化につきましては、地域の長年の悲願でもあり、また、貴重な自然環境の保全はもとより、地域振興や産業振興の活性化にも結びついていくものと期待しております。道としても、地域と連携して保全対策、利用の推進に努めていく考えでございます。

本道の自然環境の保全に当たりましては、今後も情勢の変化に伴い様々な課題が生じていくものと考えております。道といたしましては、関係機関、関係団体などと緊密に連携を図りながら課題の解決に取り組み、優れた自然環境を次の世代にきちんと引き継いでい

きたいと考えております。委員の皆様のご理解とご協力について、改めてお願いを申し上げます。

本日、環境緑地保護地区の指定区域の変更について、これは解除案件でございますけれども、諮問をさせていただきます。

皆様には、それぞれご専門の立場からご意見を賜り、ご審議いただきますよう重ねてお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（永安自然環境課課長補佐） それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、その次の委員名簿ですが、新しく専門委員になっていただいた猿子様の所属が幹事となっておりますけれども、支部長の誤りでしたので、訂正させていただきます。それから、坂東専門委員は、当初、こちらに来られるというお話だったのですが、急遽お仕事が入ってしまいまして、Zoomでの参加となっておりますので、ウェブという形で入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、配席図と資料1・2・3、それから、番号はつけていないのですが、補足資料ということで、条例と現在の生物多様性保全計画の本文部分をお配りさせていただいております。

不足等はございませんか。

もしページの抜け等がございましたら、言っていただければと思います。

本日の議題といたしましては、先ほどもありました諮問1件と報告事項1件を予定しております。17時30分頃までの終了を予定させていただいておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今回、新たに任命された委員と専門委員をご紹介します。

まず、前回から専門委員として参加されているのですが、今回から委員をお願いしました酪農学園大学農食環境学群環境共生学類准教授の吉中厚裕委員です。

北海道大学地域環境科学研究院教授の大原雅専門委員です。

一般社団法人北海道猟友会理事の牧野鉄三専門委員です。

日本野鳥の会札幌支部支部長の猿子正彦専門委員です。

以上の方が新委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和4年の12月までとなりますので、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（永安自然環境課課長補佐） それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、委員改選後、初めての部会開催となりますので、部会長が選出されるまでの間、私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議題ですけれども、お手元の次第のとおり、まず、部会長及び職務代理者の選出と、諮問案件が1件、報告が1件となっております。

ここで、初めての方もいらっしゃると思いますので、環境審議会の仕組みについて、事務局より簡単にご説明いたします。

○事務局（高田総括主査） 事務局の高田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、皆さんにお配りしています資料1に基づきまして、説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目についてですが、この自然環境部会の親会と言っている北海道環境審議会の根拠などについての説明となります。

まず、1番の設置根拠といたしましては、自然環境保全法、環境基本法において、審議会等の機関を置くこととされておりまして、これを受けて、道の条例において北海道環境審議会を置くこととしております。

経過といたしまして、審議会運営の簡素効率化を図るためということで、平成12年4月に自然環境保全審議会が統合されて現在の北海道環境審議会となっているところです。

続きまして、3番目の所掌事務についてですが、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査、審議すること、法令または他の条例の規定に、その権限に属された事務があります。

最後に、組織についてですが、委員20人以内で組織することとなっております。現在は17名となっております。必要に応じ、部会を置くことができるとされておりまして、これに基づき、当自然環境部会を設置しているところです。

次に、2ページ目の裏面になります。

こちらにつきましては、現在の部会の設置状況についてです。

自然環境部会のほかに、企画部会や循環型社会推進部会など、ご覧の五つの部会が設置されている状況です。

下の四角囲みの部分についてですが、部会における審議事項となります。各部会は親会の審議会から付託された事項について審議することとされておりまして、また、審議会が別に定めている指定事項については、審議会の付託があったものとみなし、部会の決議をもって審議会の決議となります。

こちらの指定事項にどのようなものがあるかということについては、次の3ページと4ページをご覧ください。

自然環境部会については、他の部会と比べて項目がかなり多くなっております。2番目の（1）から（5）までが指定事項として審議する事項となっております。本日ご審議いただく議題についても、この指定事項に沿ってお諮りするものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後の5ページ目につきましては、過去の審議案件と来年度、令和3年度に開催予定の審議事項をまとめております。

来年度につきましては、4回の開催が予定されておまして、指定事項のほか、審議会の付託を受け、生物多様性保全計画の見直しについてご審議いただく予定となっております。

なお、一番下の表につきましては、これまでの部会長の一覧となりますので、参考としてください。

また、お配りしている資料3の次に条例の本則を添付しておりますので、併せて参考としてください。

事務局からは以上です。

○事務局（永安自然環境課課長補佐） 何か確認したい事項等がございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（永安自然環境課課長補佐） ないようですので、議事（1）部会長の選出及び職務代理者の指名に進みたいと思います。

こちらは、部会長は部会を招集し、会務を総理し、部会での審議結果を審議会に報告する役割を担っていただいております。また、職務代理者につきましては、環境審議会運営要綱第3条第2項におきまして、部会長があらかじめ指名することとされております。

まず、部会長の選出ですけれども、部会員の中から互選することになっておりますが、ご推薦はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（永安自然環境課課長補佐） もしないようであれば、事務局案をお示ししてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（永安自然環境課課長補佐） ありがとうございます。

では、事務局といたしまして、酪農学園大学の吉中委員にお願いしたいと考えておりますけれども、ご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（永安自然環境課課長補佐） ありがとうございます。

それでは、吉中委員に部会長をお願いしたいと思います。

吉中委員は、部会長席へご移動をお願いします。

それでは、吉中部会長、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○吉中部会長 皆さん、こんにちは。

部会長に指名されました吉中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

諸先輩がいる中で、甚だ恐縮ですけれども、進行役ということでお手伝いさせていただければと思っております。皆様のご協力を得ながら議事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永安自然環境課課長補佐） ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○吉中部会長 それでは、会議次第に沿って議事を進めていきたいと思ひます。

まず、職務代理者を指名させていただくということで、鈴木委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、議事（２）の環境緑地保護地区の区域の変更についてということで進めていきたいと思ひます。

これは諮問案件ですが、まず、北海道庁の小林局長から諮問をいただきたいと思ひます。

○事務局（小林自然環境担当局長） それでは、この席から失礼させていただきます。

諮問をさせていただきます。

諮問文については、今、お手元に配付させていただいております。

自然第 2079 号。

北海道環境審議会会長中村太士様。

北海道知事鈴木直道。

環境緑地保護地区の指定区域の変更について。

このことについて、次のとおり諮問いたします。

諮問の理由。

環境緑地保護地区として指定した次の区域の指定区域の変更をすることについて、北海道自然環境等保全条例第 22 条第 2 項において準用する同条第 14 条第 3 項前段の規定に基づき、意見を求めるものです。

江別鉄道林環境緑地保護地区。

西の里環境緑地保護地区。

以上でございます。

〔諮問書の配布〕

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今、お手元に諮問の紙が行っていると思ひます。

ご説明があったとおり、2 件の環境緑地保護地区の指定区域の変更ということで諮問をいただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この変更案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 事務局の公園保全係の片原と言ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、自然第 2079 号諮問の環境緑地保護地区の指定区域の変更についてご説明いたします。

まず、資料2をご覧ください。

今回の諮問事項は、江別市所在の江別鉄道林環境緑地保護地区及び北広島市所在の西の里環境緑地保護地区の区域の変更、具体的には、指定区域を一部解除しようというものです。

まず、諮問案件の説明に先立ちまして、環境緑地保護地区等の制度及び現在の指定状況についてご説明いたします。

1ページの環境緑地保護地区等の制度の概要をご覧ください。

環境緑地保護地区などの指定につきましては、北海道自然環境等保全条例で規定しております。その第22条において、環境緑地保護地区については、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持または造成することが必要な地区としております。その指定要件としましては、2の(1)にありますように、市街地及びその周辺地の樹林地などのうち、地域住民の生活環境保全上の観点から、その自然的環境を保護する必要がある地区で、その面積がおおむね500平方メートル以上であることとしています。

指定や指定の解除等については1の※印にありますように、あらかじめ、関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聴かなければならない旨が規定されておりますことから、今回、諮問させていただくものであります。

次に、現在の指定状況ですけれども、3ページから6ページに、道内の環境緑地保護地区等の指定状況を振興局順に載せています。

北海道自然環境等保全条例は、昭和48年成立ですので、その前身の自然保護条例時代である昭和46年度から、道ではこれまで177地区の環境緑地保護地区や自然景観保護地区、学術自然保護地区を指定してきました。

指定されますと、道が指定地区を説明した案内板や、必要に応じて境界標識の設置などを行うほか、区域内において基準を超える工作物の設置や、土石の採取などを行う行為については、事前に市町村への届出が必要なるなど、保全のための措置を行っております。

今回の諮問箇所は3ページの網掛部分ですけれども、江別市内には3地区の環境緑地保護地区が、北広島市内には4地区の環境緑地保護地区と2地区の学術自然保護地区がそれぞれ指定されております。

7ページは、指定後、変更や解除のあったケースを一覧にしています。スキー場や水田・農地の造成、相続税の負担などによる区域の変更と宅地やゴルフ場の造成、道自然環境保全地域の指定や道立自然公園への編入、さらには経済的事由のための解除が行われた結果、現在169地区が指定されております。

それでは、指定区域の一部解除案件について説明させていただきます。

最初に、江別市所在の江別鉄道林環境緑地保護地区についてご説明申し上げます。

資料は、8ページからとなります。

9ページに位置図がありますが、当該地区は赤太線部分で、途中に分断はありますけれども、大麻西町からJR大麻駅、野幌駅、高砂駅を經由して江別駅手前の弥生町に至る

J R沿線の鉄道林です。樹種はトウヒ、カラマツ、ヤチダモ等となっており、市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地として、昭和48年3月に37.31ヘクタールが環境緑地保護地区に指定されました。

10ページに野幌駅周辺を拡大した変更図がありますが、今回の諮問案件は青色の部分で、J R野幌駅を挟んで左右に位置し、住宅地と隣接している大麻4号林の一部と大麻5号林、野幌2号林の計6.90ヘクタールを指定解除しようとするものです。

なお、野幌1号林につきましては、江別市が平成30年にJ Rから買い取って都市緑地として確保しております。

所有者であるJ Rでは、これまで大麻・江別鉄道防雪林を維持管理してきました。しかし、11ページの資料の鉄道高架区間についてと、12ページに平成20年当時の高架工事の写眞がありますが、野幌駅付近の鉄道高架事業の完成によりまして、この高架区間の鉄道林につきましては、もはや防災機能が完全に不要となっており、近年の台風により甚大な被害を受けても維持管理を十分にできない状況となっています。

13ページに、2018年9月の台風21号による野幌2号林の被害状況の写眞がありますが、かなりの倒木が発生していることが確認できます。また、その倒木とその後の危険木処理により、一部、雑木が残ったのみで、指定当時の緑の資質を喪失している状況が14ページの写眞で伺えます。

15ページには大麻5号林の状況が写っておりますが、④では未だに倒木が残っております。

また、鉄道林近隣住民などから、J Rに直接または江別市経由で、鉄道林に巣をつくったカラスによる威嚇やふん害、キツネやアライグマの出没、スズメバチの営巣、道路への落ち葉の堆積や枯れ木、倒木の枝による事故の懸念など、多数の苦情が入り、対応に苦慮しているとのことでした。

企業再生の途上にあるJ Rからは、鉄道高架化により事業運営に不必要となった鉄道林を維持管理し続けることは困難な状況であり、また、国土交通大臣からも監督命令を受けている以上、不要となった鉄道林については、売却あるいは自己再開発するなど、経営の合理化を図らなければならないため、足かせとなっている環境緑地保護地区の網を外すよう、指定一部解除の申出があったところです。

また、江別市長からは、大型台風の被害により指定当時の緑の資質を喪失しており、不要となった鉄道林の維持管理や周辺住民からの苦情対応など、J Rの経営状態を勘案すれば、解除についてはやむを得ないとの意見をいただいております。さらに、沿線の自治会にもその旨を説明し、既に了解済みであると聞いております。

道といたしましては、土地所有者であるJ Rの経済的事情及び住民の福祉の向上に配慮して、2ページの制度の概要の5になりますが、指定解除の要件(2)にあります「原状を変更する行為を行うことがやむを得ないものであり、かつ指定の目的を維持することが困難と認められる場合」に該当するとして、指定の解除はやむを得ないものと判断したと

ころでございます。

続きまして、16ページからの北広島市所在の西の里環境緑地保護地区についてご説明申し上げます。

当該地区は、18ページの位置図の赤色で塗られた部分のとおり、北広島市西の里の国道274号線沿いの両側に位置し、ミズナラ、ハンノキ、イタヤ等の天然広葉樹林と一部カラマツ、トドマツの人工林が広がっていることから、市街地周辺地及び道路沿いの環境緑地として維持することが必要な樹林地ということで、昭和47年3月に、24.54ヘクタールが環境緑地保護地区に指定されました。

指定当時の土地所有者は、広島町と8個人でしたが、その後、48年経過する間に、売買や贈与等に伴い合筆や分筆がなされて、現在では国有地が4%、北広島市有地が0.1%、そして、大部分の96%が民有地、それも民間会社5社と57人の個人に分かれております。

今回の諮問案件は、そのうちの1者、株式会社キタヒロ開発が、17ページにありますように、平成23年から25年にかけて取得した土地7.75ヘクタールを指定解除しようとするものです。

19ページの地番図をご覧ください。

青線で囲った部分を解除しようというもので、赤線で囲った部分が、残る環境緑地保護地区です。

指定3年前の昭和44年の白黒の航空写真に、環境緑地保護地区のエリアを重ねたものが20ページにあります。当時はほとんどが樹林地でした。しかし、昭和54年から60年頃にかけて、道営の恵庭地区圃場整備事業により、水田の客土用として土砂採取が行われております。

その2年目の昭和55年の航空写真が21ページにあります。解除申出地の一部である中央下部の四角内では、既に樹木がない状態となっている当時の様子が伺えます。その後、キタヒロ開発が平成23年から25年にかけて土地を取得してからは、そこで幾度となく北広島市に届出をした後、土石の採取や立木の伐採等を繰り返しました。

22ページをご覧ください。

その結果、令和2年の航空写真の斜線部がキタヒロ開発所有の解除申出地ですが、樹林地が大幅に減少していることが分かります。また、23ページには、昨年6月23日の解除申出地の現地調査の写真を添付しておりますが、ほとんどが土、あるいは土取り後の草地となっており、環境緑地保護地区とは言いがたい状況となっております。

今後、キタヒロ開発はこの環境緑地保護地区を含め、周辺の自社所有地と合わせて10.4ヘクタールの土地を一体的に有効活用したいとのことで、指定解除の申出があったものです。北広島市長からは、現地には樹木のない状態であり、所有者であるキタヒロ開発の長年の強い意向であることから、解除についてはやむを得ないものと考えたとの意見をいただいております。

また、代替地ではありませんが、18ページの位置図をご覧ください。

西の里環境緑地保護地区からJRの線路を越えたすぐ南に、特別天然記念物に指定されている緑色の野幌原始林があります。こちらは、昨年度、紺色の部分が新たに特別天然記念物として追加指定されたことから、市街地周辺の緑地は確保できているとの北広島市の考えも伺っております。

道といたしましては、現状はほとんどが樹林地ではなく、環境緑地保護地区としての資質に大いに欠け、また、一定の制約があって敷地の有効活用を図れないという土地所有者であるキタヒロ開発の経営判断から、指定解除はやむを得ないものと判断したところです。

以上で、江別市所在の江別鉄道林環境緑地保護地区及び北広島市所在の西の里環境緑地保護地区の区域の変更についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

では、今ご説明いただきました2件、環境緑地保護地区の指定区域の変更について、どちらの案件からでも結構ですので、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 西の里環境緑地保護地区について、単純な事実関係の確認をさせていただきたいと思います。

今回の指定解除には関係ないのですが、昭和54年から60年にかけて、整備事業による水田の客土用として土砂の採取が行われて、現所有者が所有者になった頃には、既に樹木がない状況だったとあります。

これは過去のことなので、お分かりになるかどうか分からないのですが、ここが保護地区に指定されたのが昭和47年で、指定されていたにもかかわらず、整備事業のために水田の客土用として土砂の採取が行われて緑地がなくなっていたということですが、これはどういう事情によるのでしょうか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 私どもで過去の書類を調べてみたのですが、当時の届出関係の資料は保存年限が経過し、現存しておりませんでした。ただ、届出がなされて受理していることは台帳で確認が取れていますので、違法ではないと認識しております。

○吉中部会長 ありがとうございます。

手続はされているけれども、今は内容が分からないというご説明です。

○児矢野委員 聞き落としたのですが、手続というのは伐採の許可ということですか。伐採するときは特に許可は要らないのですか。基本的なことが分からなくて恐縮です。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 届出対応ということで、許可対応ではないです。

○児矢野委員 そうすると、緑地も届出があれば指定されているところも樹木を伐採してよいということになるのですね。現在の法の解釈についてもお聞きしたいと思います。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 一定の規模という規模要件はありますけれども、届出をすれば行為ができることになっています。

届出内容を見て、環境緑地保護地区の本来の指定目的を損なわない案件であれば受理して、その後、30日たってから行為ができる手続になっています。

○吉中部会長 資料2の2ページ目に、北海道自然環境等保全条例の第25条を抜粋していただいております。そこに、環境緑地保護地区で第1項の第1号から第6号に掲げる行為をするときには届出をしなければならないとなっていて、第2項で、今ご説明のあった30日の規定が書かれています。

○白木委員 環境緑地保護地区の指定要件は、あくまで住民の生活環境保全上の観点からということだと思いますが、「環境保全上の観点から」というのはどういうことなのか、よく分からないのです。

直接的な解除とは関係ないかもしれないのですが、例えば、鉄道林は、最近は大径木を含む良質な林になっている場所も多くて、希少な鳥類、猛禽類などが繁殖して場所もあります。ここはどうかということは全然分からないのですが、そういう場所にどんな生物が生息しているかという情報はいただけないのでしょうか。

特に、道でそういう情報も押さえておいたほうがよいということはないのですか。

○吉中部会長 質問をありがとうございます。

環境緑地保護地区の中の生物相の調査や現状の自然環境の調査などがどんなふうに行われているのか、あるいは全く行われていないのか、もしありましたらお願いいたします。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 過去に環境緑地保護地区の調査を一斉にしておりますけれども、生物を中心というわけではなく、あくまでも指定目的に沿った形の調査をしていく際に、希少種などがあれば特記事項として記載しています。また、通常の部分でも、自然保護監視員等が監視や、巡視する形を取っていますので、その報告の中で新たに貴重な動植物などがあれば、報告が上がってくることはあると思います。

○白木委員 例えば、そういった資料を審議の際に添付していただくことは可能でしょうか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） そういうものがあったら、添付することは可能だと思います。

○白木委員 過去に調査されたものがあるということですが、直接それが環境緑地保護地区の指定要件の生活環境保全上の観点と一致するかどうかは分かりかねるのですが、もし生物相も解除に関わることであれば、そういった資料等をこういう場所に一緒に出していただければと思いました。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 分かりました。今後、こういう案件があった場合は、過去の調査関係の書類も調べて、あれば添付させていただきます。

○白木委員 ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかに何かございますか。

○森本専門委員 今のご意見に関連すると思うのですが、そもそも環境緑地保護地区の指定の目的が、住民の生活保全の観点から自然環境を保全する必要があるという意味

で指定されていると踏まえると、解除理由の中に維持管理が不能という経営上の観点の理由しか書かれていないことに違和感があります。

維持はできないでしょうけれども、そもそも環境保全をしなければいけないという部分について解除することで担保されるのかどうかを検討した結果に対するコメントが何も書かれていないのに違和感がありました。いかがでしょうか。

○吉中部会長 江別は指定面積が37ヘクタールのうち約7ヘクタールを解除、西の里は24.54ヘクタールのうち7.75ヘクタールを解除という案ですけれども、それによって、指定目的に照らして住民の生活環境保全上の観点から保護する必要性が担保されているのかというご質問だと思います。

○児矢野委員 今の森本委員の質問の補足ですけれども、2ページの指定解除の要件を拝見すると、今回は(2)に該当すると思うのですが、ここを見ると、解除する行為を行うことがやむを得ないものであり、かつ指定の目的を維持することが困難と認められる場合となっています。

私の雑駁な印象では、江別鉄道林については、やむを得ないという理由は書いてあるのですけれども、指定の目的を維持することが困難とは、防災機能は北海道自然環境保全条例の中の目的には入っていないのです。生物多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進するとともに、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとなっているので、解除理由のところにもう少し工夫が必要ではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

○事務局(片原自然環境課課長補佐) 江別鉄道林については、過去の大型台風によって指定当時の緑の資質が喪失するくらい被害を受けており、倒木や危険木の処理によって、指定時は鬱蒼とした林だったものが、今はすかすかで雑木しか残っていない状況となっていますので、指定当時の環緑の指定目的は達成できないと思っております。

○吉中部会長 大原専門委員、お願いします。

○大原専門委員 今、委員の方々がおっしゃっているのは文言のことで、片原補佐からご説明いただいた内容がこの中に入っていれば成り立つというご質問だと思います。

ですから、この文章だけでいいかということと、住民の方々がどう考えられているとか、市長がどう考えているとか、住民側のニーズなどがこの文章の中に反映されていないことに違和感があるということだと思います。

今のご説明を聞いていると、そうなのだということは分かるのですけれども、この文章でいいのかということが率直な質問だと思います。

○児矢野委員 まさに今、大原専門委員がおっしゃったとおりです。

今のご説明は、道の事務局のご説明であって、変更の申請の理由として書かれていないのです。そこのところに違和感を覚えるということです。むしろ、ここにそういうことが書いてあればわかりやすいのですが、書いていないので、どうなのかということです。

○吉中部会長 森本専門員のご質問も割と近い趣旨だと思います。

○森本専門委員 そのとおりです。

ただ、懸念として一つあるのは、これから台風災害や風倒木被害が増えていくと、今回のようなパターンで倒木がどんどん増えていきます。そうすると、その調子で解除の領域がどんどん増えていくことになって、役に立たなくなったので、指定解除という視点を打ち出すと、そのうちに全てが指定解除になってしまうと思います。それでいいのかという疑問があります。そもそも何のために指定したのかというところ、そこを緑地として保全する意義があるからで、壊れたのであれば再生しなければいけないのではないのかという視点があってもいいと思うのです。ですので、今の時点での対応として、なぜここを解除するのかという辺りを文言として、地域住民の生活環境、保全上の観点からそれをどう評価するのかというところを、今、事務局側が口頭でおっしゃった考えでいいのか、ということも踏まえつつ、記述していただきたいと思います。

○吉中部会長 事務局から何かありますか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 皆様にお配りした資料は、確かに不十分なところがありますので、委員の方々の意見を踏まえて追記したいと思います。

○猿子専門委員 解除されると伐採して更地などになるのですか。

○吉中部会長 解除後の土地利用計画について、何か情報をお持ちでしょうか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 江別鉄道林についてはJRの持ち物ということで、取りあえず環緑の網を外していただいて、自己開発をするのか、売却するかは分かりませんが、経営の一助になるように進めていくと思います。しかし、今はまだどうするという具体的なものは決まっていないと伺っております。

西の里については、土地所有者であるキタヒロ開発が周辺の土地も含めて一体的な有効活用を図るということで、資材置き場をつくりたいという話は聞いていますので、そういう方向になると考えています。

○猿子専門委員 企業の言うことばかり聞いていると、先ほど森本専門委員が言われたように、ゆくゆくは何でも解除して、そのうち森がどんどんなくなっていくと思います。これを読むと、ただ単に経営が悪化したから解除してくれということで、ご都合のいいような理由で解除ということなので、問題があるという気がしました。

○白木委員 先ほど、道では指定解除をするに当たり生活環境に寄与する目的を失っていると解釈できるというお話をされていたと思います。その根拠について、もう少し具体的なとか、客観的な根拠を添えていただけると審議しやすいと思います。

森林はどうなるか分からないということですが、森林がなくなることで、例えば、眺望や電車の騒音など、住民にとって支障がないと考えていいのかとか、その辺りの資料もできればあったほうが良いと思います。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 江別市から江別鉄道林の苦情に関する資料がこちらに届いています。その中身は、先ほど言ったように、鉄道林に巣くうカラスやキタキツネ、アライグマなどの苦情が上がってきているというものです。

○白木委員 その森林がなくなることによって景観が変わるとか、鉄道による騒音などが発生する可能性はないという根拠はそろえていないのですね。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 先ほど言いましたように、江別市で代替措置ではないのですが、JRから野幌1号林を購入して、そこを地域の自然と触れ合う場という形で基本計画に基づいて令和元年度から整備を進めているという話を聞いていますので、地域住民の緑地は確保できていると判断しています。

○白木委員 そこに住んでいる方たちの同意は得られているのですか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） そうです。

○白木委員 そういった根拠資料を審議会の場でも提示していただけると、私たちも理解しやすいと思います。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 分かりました。

今後、いろいろな資料をつけさせていただきます。

○白木委員 よろしくお願ひします。

○吉中部会長 先ほどの口頭でのご説明についてですが、江別市長から意見があったとのことですが、江別市として住民への説明会を開催したのですか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 自治会長に個別に当たったと聞いています。

○吉中部会長 分かりました。

そういう記録は道庁で持っていらっしゃると考えてよろしいですか。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） 江別市にそこまで求めていませんけれども、求めれば出していただけたと思います。

○吉中部会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見はいかがでしょうか。

先ほど温暖化等で倒木が増えたときにどうするのか、経済的な理由で解除してほしいという声がどんどん出てきたときにどう対応するのかというお話がありましたが、北海道庁で何かお考えはございますか。

○事務局（小林自然環境担当局長） なかなか難しい問題ですけれども、環境緑地保護地区については、今、基本的に権限が全て市町村に移譲されております。ですが、例えば、伐採などの開発行為に対する届出については、ただ届け出ればOKというものではなくて、受理をするかしないかという判断があります。ですから、市町村で届出を受理すれば、その届出どおりの行為ができますし、受理しなければ、その届出どおりの行為はできない形になります。ですので、最終的には市町村の判断にはなっていくと思います。

ただ、先ほど言ったような生活環境保全上の観点も、市町村としても十分重視していると思いますし、逆に、地域の産業振興も市町村として十分重視していると思います。ですので、例えば、安易な伐採がどんどん続いていくとか、安易な開発が続いていくことにはならないと思います。最終的には、市町村の判断でどちらがその地域にとってよりよいのかということも含めて検討されていくと思います。

今回のように、指定解除は北海道権限になりますので、最終的に北海道が経過を含めて解除の判断をする形になります。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、今のことに對してでも構いませんので、お願いします。

○児矢野委員 先ほどから条例を見ていて、見落としていたら非常に恐縮ですけども、解除のことは何条に書いているのですか。

○事務局（小林自然環境担当局長） 添付資料が抜粋ですので、今確認します。

○児矢野委員 第14条の準用ということですね。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） そうです。準用規定になっていますので、直接の条項は第22条第2項という形になります。第14条第3項前段、第7項及び第8項の規定は、環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第4項から第6項までの規定は環境緑地保護地区等の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用するという規定を受けています。

○児矢野委員 その関連ですけども、今、局長がおっしゃった市町村が権限を持っているというのは、どの話ですか。解除ではなくて……。

○事務局（小林自然環境担当局長） 届出の受理などの権限は市町村になります。解除そのものは権限移譲していませんので、道の権限になります。

○児矢野委員 資料の2ページの行為の届出等というところで、第25条の抜粋がありますが、その第2項を拝見すると、知事が権限を持っているように読めるのです。

○事務局（片原自然環境課課長補佐） その条項も市町村に権限移譲されています。

平成12年に市町村に権限移譲されている事務としているのは、届出の受理や届出が上がったときに、行為制限等についての権限は市町村に権限移譲されています。

○事務局（小林自然環境担当局長） 資料添付が悪くて申し訳ないのですが、道の条例のつくりとして、まず条例があって、それは知事が行うことになるのですが、その条例ではなく権限移譲の条例を別につくっており、その中で、この項目については市町村に権限を移譲するという形になっております。ですので、全部の条例を一括して権限移譲する形の条例になっていまして、先ほど言った項目も市町村に権限移譲されております。

○児矢野委員 そういう資料をつけていただけたらありがたいと思います。

先ほどの話とやや関連するのですが、北広島の西の里の環境緑地保護地区は、昭和54年から60年頃は道が権限を持っていた時代だと思うのですが、このときに土砂の採取が行われたので、結果的に緑地としての機能を失ってしまったという話だと思います。

しかし、条例を見ると、そもそも指定の目的を達成するために、必要があるときに届出をするという話なので、当時の運用がまずかったという印象を持ちました。そもそも届出を認めるときの要件として、目的を達成するためというものが必要ですが、その目的を損なう形の届出を受理してしまったことなので、当時のやり方がまずかったと思います。

そういう意味で、現在は市町村に権限移譲されているので、道がどうこうという話では

ないのですが、先ほどからの全てのお話を聞いていくと、条例の目的と認められる申請の内容などにいろいろとずれがあるようです。運用としてずれがあることを認めてしまうのはまずいので、そのずれが事務局の判断ではないということであれば、そのところをきちんと説明できる資料などがあればと思います。

それから、先ほど白木委員がおっしゃっていましたが、過去のデータを見るとこういう機能があるけれども、解除するとどうなるかという辺りのことについても丁寧に資料をつけていただいたほうが判断しやすいのではないかと思います。

○吉中部会長 昭和50年代に届出がされた事実は残っているけれども、今となっては中身が分からないということです。先ほどのご説明では、何件かの届出が行われていたと聞こえたのですが、その一件一件がどのぐらいの規模で行われたかは分かりませんが、それぞれを審査したときに、このぐらいだと全体の中で少ないからいいだろうということで受理してしまったのかもしれないと想像しております。

ほかに何かありませんか。

○早稲田委員 全く別の視点というか、全体の議論を伺っていた感想も含めてですが、この制度は、開発がどんどん進んでいく中で緑地を守らなければいけないという時代背景の下にできたと思います。

先ほどもありましたが、私もこの委員になってからほとんどが解除などで、基本的に指定の部分があまり聞こえてきませんし、リストの表を見てもほとんどが昭和50年代前後の指定で、そこからはあまり増えていません。

そういうことを考えると、環境緑地保護地区をこれから道としてどういうふうに担保していくのかという考え方をどこかで整理しておく必要があると思います。それを市町村に権限移譲しているということであれば、市町村として緑地を解除した分をどう担保するかというところで道が役割を果たしていく必要があると思いました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

次の議事で生物多様性保全計画のお話をご報告いただきますが、そういう観点から身近な自然といいますか、都市域での自然環境をどうするのかということを少し明確にさせていただけるといいと、聞いていて思いました。

今回ご提案いただいた2件は、全体を解除してしまうわけではなくて、残念ながら損なわれてしまった一部です。さらに、江別の場合は周辺の住民の方々から苦情が出ているというお話もありました。

今ご提案いただいた資料の整備や科学的なデータの収集、権限を移譲している市町村との意見調整などについて、今後、道の条例を移譲して執行されている市町村に、その趣旨をしっかりと分かってもらう機会をもう一度設けるなど、これから何か工夫をしていただけるといいと思います。

○白木委員 指定を解除するに当たり、附帯意見をつけることは可能ですか。

取りあえず解除を認めるとしても、今、課題として挙げたことを附帯として添付するこ

とを考えてはどうでしょうか。

○吉中部会長 諮問に当たって答申する際に附帯意見をつけるのはどうかというご意見でした。

その辺りについて、道庁から何かございますか。

○事務局（小島自然公園担当課長） 自然公園担当課長の小島でございます。

お配りした資料ですが、特に解除の理由が不十分ということですので、お時間を頂戴して改めて整理させていただき、委員の皆さんに送付させていただきたいと思っております。

附帯意見につきましても、つけていただけるのであれば道として対応させていただきたいと考えております。

○事務局（小林自然環境担当局長） 実態についていろいろご説明しましたが、一部を除いてご理解していただいたと考えていますので、できればご答申をいただいて、答申には附帯意見をつけていただくことになるとは思いますが、どういう形にするかということも含めて私どもで対応していきたいと思っております。

資料は、先ほど言いましたように、いろいろと説明した中身を整理して、後ほど配付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○吉中部会長 ありがとうございます。

附帯意見をつけるとすれば、どういうポイントにすればいいかというご提案ありましたら、お願いします。

○白木委員 今までそれぞれの委員から出された意見になると思っております。

まず、一つは資料が足りなかったということで、もう一つは今後の市街地における緑地保全の在り方等に関する道の考え方などでしょうか。

○事務局（小林自然環境担当局長） 今のいろいろなお話を伺っていると、道内の環境緑地保護地区の在り方かと思っております。今は、どんどん解除されている実態がありますので、道として環境緑地保護地区など、自然環境保全の条例に基づいた保護地区の在り方についてきちんと整理することとか、そのようなご指摘だと思っております。

○白木委員 今後に向けてどう考えていくのかを整理していただくということです。

○大原委員 附帯事項は全体に関わることだと思っておりますけれども、解除に当たって、この件に関してはこういうことに気をつけてくださいという個別のこともあると思っております。

例えば、江別鉄道林の環境緑地保護地区ですと、1号林に関しては既に江別市で買い取って、住民の方々が自然環境を学ぶ場としているということですが、2号林や大麻の5号林が解除になった場合は同じようなことができないかもしれません。お金の面でなかなか難しいことがあると思っておりますけれども、なるべく住民の方たちの環境学習に資する形で用途を考えてほしいと。北広島市の西の里のほうは住民の生活とかけ離れた場所にあるので、個別のことは必要ないと思っておりますが、江別鉄道林については個別の部分の必要事項を我々委員会として出していくことが現実的だと感じております。

○児矢野委員 私は違和感があるのですが、解除理由をこのまま認めてしまうと、それが

記録に残って先例になっていきますので、それではまずいと思います。いろいろな委員からも意見が出ていましたが、目的に適合する形の解除理由の説明になってないので、附帯意見とは別に、自然公園担当課長が解除理由の部分を書き直すとおっしゃったように、事務局で書き直していただいて、添付資料をつけた上で、持ち回りで答申という形にしたほうがいいという気がいたします。

この案件だけで終わらないで積み重なっていくと、結局、先例になっていくので、そこに不安を覚えるのですが、いかがでしょうか。

もう一点は、私は行政法の専門ではないので、分からないのですけれども、これを解除するときに、条件付きの形ですることはできないのですよね。鈴木委員、そうですね。

○鈴木委員 難しいですね。

○児矢野委員 ですから、解除決定の場合に、個別の案件の解除条件と誤解されるようなものはつけられないと思うのですが、そこをどういうふうにすればいいのか分からないので、行政法的にどういうやり方があるのかということ事務局でお考えいただくなり、ご専門の鈴木委員からご助言をいただくなりをしたほうがいいという気がします。

一般論としての附帯意見は可能だと思うのですけれども、答申する対象が解除案件で、その個別事案となると、制度上、どういう形にすると可能なのかということは、私は専門ではないので、分からないのですが、法的にどうなのだろうということが気になりました。

鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員 解除に条件をつけることは条文上に書かれていないわけですね。ですから、それは困難ではないかと思います。ただ、要望や考え方を示すことは、原案があれば審議会で審議することは可能だと思います。しかし、今回審議会に出てきた原案には、道からの要望を添えるというご計画はないわけですね。審議会は諮問されたことについて答申をするだけの組織ですよ。

○事務局（小林自然環境担当局長） あくまでも道が、例えば、今後どういう形にするのか、道に対してどういうことを求めるのかという附帯意見になっていくと思います。個別意見の場合は、解除した後の所有者や権利者に対して何かを求める形になりますので、現実問題としてそれは厳しいと思います。

○吉中部会長 今、説明がありましたが、大原委員いかがですか。

○大原委員 何かを強く言いたい訳ではないけれども、言っておきたいことはあるでしょうという部分が付加できればいいということで、縛りをつけるという意図ではないのです。こういうところに気をつけて今後ちゃんとやってくださいねという一言が添えられるように、法律的なことではなくても、そういう意見があったということが市長や住民の方たちに届くように、ご議論された末に解除に至っているという部分がちゃんと伝わればいいというのが私のコメントです。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今回の議論、ご意見は全て議事録に残りますので、こういう意見が出たということ由市

長や市町村の方にお伝えして共有していただくことはできますね。

○事務局（小林自然環境担当局長） はい。

○吉中部会長 それは、ぜひお願いしたいと思います。

今回の2件の一部解除はやむを得ないと思いますけれども、答申に当たって、今後、環境緑地保護地区についてどうしていくのかを総括的、総合的に検討してほしいという附帯意見をつけさせていただくという感じになるのでしょうか。

また、今日お配りした資料を少し修正いただいて、会議終了後、できるだけ速やかに委員に回覧していただいて、資料として残すということは許されるのでしょうか。

どなたか、何かご意見はございますか。

○児矢野委員 例えば、今後の解除の場合に申請する人に対して条件はつけられないと思うのですが、解除に当たって判断する際に、こういう資料があったほうがいいのか、判断過程があればいいのか、我々は道から諮問されているので、道に対してこういうことをしていただいたほうがいいのかという附帯意見をつけることは、鈴木委員、可能ですよね。

○鈴木委員 道に対してですか。

○児矢野委員 はい。道知事から諮問されているので、道知事に対して、この制度の運用に当たっては、今後こういうことに留意していただきたいということをこちらから附帯意見としてつけるのは可能ですね。

○鈴木委員 はい。

○児矢野委員 先ほど局長もそうおっしゃっていたと思うので、その中身をどうするかということについては、白木委員や森本委員など皆さんの意見を踏まえて、附帯意見をつけることはできると思います。

個別案件に関しては、先ほど申し上げたように、解除理由をもう少し書き直していただいたほうがいいのかという気がしました。この委員会が判子を押してオーケーになったという先例になるので、解除資料と添付資料に関しては、そうしていただければと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 私も、附帯事項をきちんとつけておかなければ、この会議は、自然を少しでも残そうという大前提がありますので、解除した後に使うところが市町村であろうが、一般の企業であろうが、そのことはきちんと頭の中に置いて、開発をするなり、整備をするなりしてくださいということを1行か2行は入れておくべきだと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、この答申に当たっては、附帯意見をつけて答申する形にしたいと思います。

その附帯意見については、5分か10分ほど事務局と相談させてください。その後、その案文を皆さんにお諮りする進め方にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 事務局の方も、そんな感じでよろしいですか。

○事務局(小島自然公園担当課長) はい。

○吉中部会長 ありがとうございます。

それでは、今は4時50分ですから、5時に再開ということで、一時休会ということでお願いしたいと思います。

[休 憩]

○吉中部会長 5時になりましたので、再開したいと思います。

今、事務局と相談をさせていただきました。

いろいろなご意見をいただきましたが、まず、附帯意見をつけることはよろしいと思います。そして、今回添付された資料については合理的な説明になっていないので、この2件をそのまま認める形で答申するのは問題があるのではないかというご意見、また、もし附帯意見をつけるとすれば、北海道全体での環境緑地保護地区の今後の在り方をどうしていくのかということをしっかり考えてほしいというご意見、それから、何名かの委員から強調されておりましたが、解除や区域の変更にあたって合理的な理由をしっかりと整理するというご意見、さらに、生物相の調査なども出ていましたけれども、科学的な生物多様性の観点からもそういうことを説明する必要があるのではないかというのが主なご意見だったと思います。

私の一案ですけれども、まず附帯意見を二つつけることとして、一つ目は、北海道として道全体の環境緑地保護地区の保全について十分配慮すること、二つ目は、環境緑地保護地区の区域の変更、解除等に当たっては、解除理由を詳細に整理した資料を添付することとしたいと思います。細かい文言はお任せいただければと思いますが、それらを附帯意見としてつけた上で、具体的な2件の案件の資料については、今日いただいた意見を基に道庁で修正して、一両日中に皆さんに見ていただきたいと思います。さらに、その際は、今、私が口頭で読み上げた附帯意見をつけた答申案を皆さんに見ていただきます。その上で、この答申でいいということになれば、その時点で答申という形にさせていただきたいと思います。

そのような流れでいかがかと思うのですが、理解できていますか。

○児矢野委員 確認ですが、案の8ページの解除理由とは、申請者が書いて作った書類ではなくて、道が整理して作られた文書という理解でいいですか。

○事務局(小林自然環境担当局長) はい。

○児矢野委員 そうすると、解除の理由を書き直していただくのは、申請者に要求することではなくて、道でもう一回資料をつくり直していただくことになるのですが、吉中部会長がおっしゃっている資料とは、解除理由の書き直しも含まれるのですか。

○吉中部会長 私は、その意味で申し上げました。

○児矢野委員 分かりました。ならば結構です。

○吉中部会長 もしそういう流れでご異存がなければ、道庁に少し急いでいただいて、答申案文について、今、私が口頭で読み上げたものを少し精査いただいて、私と調整させていただきます。その案文と、特に変更理由のところについての資料を作成していただいて、一両日中に皆さんにお送りします。そして、お忙しいところを恐縮ですが、一両日中ぐらいにご回答をいただいて、ご異議がなければそのままの形で答申させていただく、あるいは一部を微修正させていただいて答申の形にする方向でいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 ありがとうございます。

道庁にもそんな形で少しご苦勞をかけますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事（３）の生物多様性保全計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価等についてです。

資料３について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（橋本自然環境課主幹） 自然環境課の橋本です。

私から、北海道生物多様性保全計画の点検・評価等についてご説明をさせていただきます。

北海道生物多様性保全計画は、北海道の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標と方針を示すものとしまして、平成２２年７月に策定したものです。計画期間をおおむね１０年として、点検・評価を踏まえて必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

策定後、生物多様性条約ＣＯＰ１０、愛知県名古屋市で開かれたものですが、そこで愛知目標が採択されて、生物多様性国家戦略２０１２－２０２０も決定されました。また、道でも平成２４年度末に生物多様性保全条例を制定し、情勢の変化を受けて、平成２６年から２７年にかけて、計画の点検・評価や計画の一部変更を行ってまいりました。

今年度は計画期間の当初策定から１０年目に当たりまして、年度内に計画の変更の手続などに入る予定だったのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、昨年１０月に予定されていた中国の昆明での生物多様性条約の締約国会議が延期されることになり、ポスト愛知目標の議論もその時点で止まってしまいました。

生物多様性保全計画は、条例の中で生物多様性基本法の地域戦略に位置づけていることでもございまして、ポスト愛知目標の内容が決議されないと、踏まえるべき次期生物多様性国家戦略の内容も見えてこないということで、こちらとしてはその検討の動向について見極めてきたところでございます。

その結果、現在のところ、延期の可能性があるとされているのですが、次年度、今年５月に昨年実施開催予定だったＣＯＰ１５が開催され、次期国家戦略の検討もその後に進んでいく想定で、おおよそ１年遅れになりますけれども、計画の見直しの手続に入るた

めに、今回、この場を借りまして、そのプロセスなどをご説明させていただきたいと思っております。

まず、まず資料3の1、点検・評価の流れについてです。

生物多様性保全計画では、こちらにある二つの目標、地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全と生態系構成要素の持続可能な利用を掲げております。そして、その目標達成に向けた基本方針をそれぞれに定めています。

目標1は、生態系や生物の現状把握、絶滅のおそれがある動植物や重要な生態系の保全、生態系や動植物の維持の三つです。

目標2は、影響の少ない生態系構成要素の持続的な利用ということで、生態系構成要素というのは、動植物そのものや水・大気を指しております。それから、生物多様性への影響が少ない土地利用ということで、その二つを基本方針としております。

さらに、これらの目標と基本方針を実現するための実施方針を、生態系別や分野横断別、重要地域別で定めておりまして、その中に具体的な取組が掲げられている仕組みになっております。

今回の点検・評価では、それらの実施方針に掲げられた取組の実施状況のほか、条例で定められている計画の毎年の実施状況の報告を公表することになっており、この環境基本計画の点検・評価は、毎年、環境白書に公表させていただいている、その内容になります。それから、実施方針の中に関連指標群を掲げているのですが、その動向になります。それから三つの項目について取組がどのくらい進んでいるのか、目標にどれだけ近づいたのかという観点で点検・評価を行ってまいります。

最終的な取りまとめにつきましては、先ほどご説明しました目標と基本方針ごと取組の実施状況とその目標や基本方針の進捗状況、これまで実施してきた結果としての課題を整理した上で全体の取りまとめを行う構成で考えているところです。

続きまして、2ページの点検・評価の考え方についてご説明いたします。

先ほどご説明しましたとおり、今回の点検・評価では、生物多様性の基本計画の中にある実施方針の中の取組の状況、環境基本計画の点検の結果、関連指標群の動向を用いて行うこととしておりますけれども、計画の本文の中に、各政策と目標や基本方針との関係を明確に整理する構造になっておりませんので、(1)と(2)で整理しております。

(1)は、生物多様性保全計画の中に記載されている施策別の実施方針、各目標や基本方針の関係を示しております。計画の中で、実施方針を生態系別、重要地域別、地域に関係なく横断的、基盤的に取り組む施策の三つに分けて記載しており、それぞれの中にもどのようなことを実行していくのかという取組を記載しております。それぞれどの目標や基本方針に関わるのかということはこの表の中に整理しております。さらに、実施方針別に関連指標群があるものとなないものがありまして、あるものに関しては、さらに関連指標群の動向でも評価する形になります。丸がついているところは、それぞれの基本方針に関わる取組が記載されている実施方針になります。

次のページを見ていただきますと、環境基本計画の中の分野・政策と生物多様性保全計画の中の目標、基本方針の関係が示されております。こちらそれぞれ環境基本計画の中でどのような取組みを進めていくかということがありますが、それがどの基本方針に関わるのかということ整理しております。丸がついている環境基本計画の施策は、それぞれの目標や基本方針に関わる取組が記載されているもので、それらの取組を評価する形になります。

次に、4ページの計画の見直しになります。

こちらは見出しの番号が間違っておりまして計画の見直しが4になっておりますが、3になります。次の今後のスケジュール（予定）は5になっておりますが、4になります。

3の計画の見直しについてですが、今後の進め方としまして、今、国の方で進めております次期生物多様性国家戦略の検討が、条約の締約国会議の開催が遅れていることで、本来は既に策定に向けた形を取っていただければならないのですが、来年度中までかかることになるようです。

それまでの間にどのように進めるのかということで、今年の1月に環境省から示されている取組方針をこちらに記載していますが、まず、現行の国家戦略の一部については、目標や基本戦略が示されている部分ですけれども、この部分は、引き続き施策を進めていきます。それから、現行の国家戦略の点検結果が今年1月の末に決定されているのですが、その中に次期国家戦略に向けた課題が整理されております。その内容につきましては、次期国家戦略が策定されることを待たずに、できるものから順次取り組んでいきます。

もう一つは、条約の締約国会議COP15が開催されて、その内容の決定を待っている間に合いませんので、決定される前から次期国家戦略の策定に向けて、中央環境審議会の中で必要な検討を進めていくことが示されました。

これを受けまして、私どもの北海道生物多様性保全計画でも、国のそのような方針を受けて、この検討を待たずに、同時に情報収集を図りながら検討を進めていくこととしたいと考えております。

次に、今後のスケジュールをご説明いたします。

令和3年度第1回環境審議会の親会で、この計画の見直しの諮問をさせていただきたいと考えております。その諮問を受けまして、同じく第1回の自然環境部会で、今、プロセスなどについてご説明した計画の点検・評価の内容のご報告をさせていただくとともに、その時点から計画の見直しの審議を進めていただきたいと思いますと考えております。

今の予定では、令和4年の夏頃までに5回程度の議論をしていただいた後に、答申をいただければと考えているところでございます。

最後になりますが、参考資料として、計画の本文をつけさせていただいております。

3ページは計画期間について、39ページは計画の見直しについて、40ページ以降については、先ほどご説明したそれぞれの実施方針などが記載されておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

私からは以上になります。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今ご説明いただきました生物多様性保全計画の点検・評価、さらに、次の計画の見直しの作業です。

ご質問、ご不明な点がありましたらお願いいたします。

○白木委員 資料3の2ページ目に、目標1と2がありまして、基本方針として、目標1は保全と維持で、目標2は持続可能な利用と土地利用という項目があるのですが、保全と維持の明確な使い分け、それから、持続可能な利用と土地利用とはどういう意味を持っているのかを具体的に説明していただけますか。

○事務局（橋本自然環境課主幹） まず、保全と維持ですけれども、1ページ目をご覧ください。1の点検・評価の流れの大きな矢印の下に、目標達成に向けた基本方針がありますが、こちらに現状把握や保全、維持について、少し具体的に記載させていただいております。

まず、保全の対象としては、絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系をきちんと守っていくということで、絶滅の心配のある動植物について、絶滅原因を減少させたり、遺伝的多様性を確保していくこととなります。それから、希少種の個体数の回復については、数が減っているものに関して、その種が安定的に存続できる数まで個体数を回復させること、それから、脅威の一つである外来種については、必要に応じて防除を行っていきます。

次に、維持につきまは、生物多様性に対する脅威の中で、安定的な生態系とそれを構成している動植物の維持を図っていくことが方針として示されている内容になっています。

それから、持続可能な利用については、生態系の構成要素になっている動植物をもし利用する場合は、持続可能な形できちんと利用すること、それから、維持する中で必要な大気や水などに配慮するということです。

この表現は、生態系サービスを持続可能な形で享受するという説明になっていないので、区別をして考える必要があるのですけれども、生態系サービスでいけば、供給サービスや調整サービスについて限定的に持続可能な利用を基本方針として掲げている内容となっております。

それから、種の存続などに、生息地、生育地の劣化や、そういうものの減少などの脅威があるのですけれども、そういうことを考えたときに、土地利用の影響を少なくして進めるということがもう一つの基本方針となっております。

○白木委員 明確に理解できなかったのですけれども、例えば、目標1であれば、2の保全というのは、あくまで絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系に対してということになるのですか。

例えば、2（1）の1－（1）の①原生状態の厳格な保護というところ、これは高山だと思いますが、ここに当てはめると、高山に生息している希少種の保全を対象にしている、（2）の希少種以外の動植物などは対象に入らないことになるのですか。

○事務局（橋本自然環境課主幹） それは表2の内容ですか。

○白木委員 そうです。2点検・評価の考え方のところですが、(1)の具体的な表の1- (1)に高山があります。その①を見ると、保全に丸がついているけれども、維持には丸がついていません。そうすると、例えば、高山の原生状態の厳格の保護では、希少種に関しては入るけれども、それ以外の生物は入らないという読み方でよろしいでしょうか。

○事務局（橋本自然環境課主幹） それは、既に定められている生物多様性保全計画の本文に当たっていただくと見える形になっています。

参考資料の40ページを開いていただけますか。

こちらに施策別の実施方針とありますが、今見ていただいたのは、中段辺りからの生態系別施策の実施方針ということで、(1)の高山です。生物多様性保全計画の中で生態系別に実施方針を定めているものについては、この後、順番に出てくるのですけれども、①原生状態の厳格な保護の後段に、「人間の活動による影響をなくすことを第一に考えます」「現状把握を定期的に行うことによって、特異な高山生態系の保護対策を検討していくことが必要です」と、「必要です」で切っていますが、これを検討していくという方針に読み替えていますけれども、このように書いていますので、高山の中では現状把握を定期的に行う、それから保護対策を検討していくということで、先ほどの表に戻っていただいて、この高山で具体的に実施しますと言っていることが現状把握や保全に該当するというところで丸をつけています。

この本文をざっと見ていただきますと、実施方針の中にこういうことやりますということを書いてありますが、それぞれの基本方針にどうつながるのかということは生物多様性保全計画の中に整理されておられません。ですので、今回の点検に当たっては、計画の中で「これをします」と書いてあるものがそれぞれの基本方針にどのように関わるのかというところを○で整理しております。

○白木委員 表の見方は分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 私から質問ですけれども、この点検・評価自体はこの自然環境部会でこれから議論していくことになるのですね。

○事務局（本間自然環境課長） 自然環境課長の本間と申します。

先ほど担当から説明したとおり、今後、令和3年度以降、見直しに向けて当部会の中でも調査、審議していただくことになると思いますが、まず初めに、現行計画がどういったものだったのかというのは必要だと思いますので、事務局で点検・評価をまとめた結果について、次回の部会でご報告させていただいて、その中でご議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○吉中部会長 分かりました。ありがとうございます。

今の白木委員からのご質問の星取り表ですが、どこに○がついているかということが、今の事務局からの説明で、現行の本文をひもといて丸つけをしたということでしたが、本文の解釈にも多少の余地が残っていると思います。

例えば、高山の原生状態の厳格な保護というところで、基本方針の安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図るということとかぶっている気がするので、点検・評価の議論の際に、そういう観点からも委員の皆様からご指摘、ご意見をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○白木委員 その作業自体は、これからやっていくことになるわけですね。

○吉中部会長 第1回の自然環境部会で、ある程度、点検・評価したものをを見せていただけるということだと思います。その際に、ここは足りないのではないかというご意見を賜ればありがたいと思います。

ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 今、ご説明があった最後のところですが、環境審議会で諮問していただいた後、自然環境部会で実質的な議論を行っていくということで、令和4年の夏頃までに5回程度議論することになっておりますので、お忙しいこととは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○早稲田委員 確認ですが、計画の62ページを見ますと、関連指標ということで数値化された現状と目標が載っていきまして、この計画を作成したときの数値目標が定められていると思います。そういうことであれば、この目標に対してどうだったかという評価がなされた上で、先ほどの点検表にありましたが、数値目標に明記されていない部分を重点的にこちらで審議しなければ、ものすごい量のことを1から全部やることになると思うのですけれども、それはちょっとどうなのかと思いました。

それから、それぞれに関連するヒグマやエゾシカなどの専門の委員会がありますので、そちらの意見等も参考にしながら、この場でどの部分を特に審議するのかということは少し整理していただければと思います。

○事務局(橋本自然環境課主幹) 計画の見直しに関しては、審議会にご意見をいただくということが条例で定められているのですけれども、点検・評価は審議事項になっていないということです。今、吉中部会長から議論の余地があるというご指摘をいただきましたので、内容についてのご意見はいただくのですが、基本にご審議いただくのは計画の見直しや次期計画の内容についてになると考えております。

それから、今、早稲田委員からお話のありました関連指標群は、参考資料ではそれぞれの数字の動向をデータとしてつける予定にしてございますが、関連指標群という扱いなので、ストレートに目標の成果を示しているものではないのです。関連指標群がこの目標や基本方針にどういう意味を与えるのかということは、点検・評価の中で、文言で別に整理をした上で、この関連指標群の動向からどのような評価が読み取れるのかということを整理させていただきたいと考えております。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○児矢野委員 私は不勉強で混乱しているので、恐縮ですが、教えていただきたいと思えます。

今の関連指標は、そもそも達成目標という位置づけではないということですか。これはどういう性質のものでしょうか。

○事務局（橋本自然環境課主幹） 関連指標群は、40ページを見ていただきたいと思えます。高山という生態系の中に、原生状態の厳格な保護やレクリエーション活動との調和などを実施方針として掲げて、具体的な取組施策がその中に記載されています。この取組状況を数値で追いかける指標で関連するものを関連指標群ということで挙げております。

その関連指標群は41ページになります。

今お話しした内容の関連指標群に、自然保護監視員等の人数等監視延べ日数と書いております。この中の一つをご説明しますと、道で自然保護監視員という方に保護区の中で、月に一度、あるいは複数回、保護区に出かけていただいて、利用状況や看板などの啓発物資の状況などを監視して報告をいただく取組をしています。この人数や延べ日数の動向を見ながら、そのような取組がどのように進んできているのかを見ます。

例えば、原生状態の厳格な保護の中では、現状把握や保護対策を検討していく中に、報告として、先月見られていた高山植物が見られなくなりましたとか、盗掘がありましたという報告をもらって、我々はその報告に基づいて現場で対応します。先ほどお話しした関連指標群の日数や人数が多かったりすれば、監視の目がたくさんありますが、それがどんどん減っているということは、そのような取組が薄まっているのではないかということがこの指標から見えます。そういう意味で、関連指標群という表現をしておりますが、この関連指標群から何の評価が読み取れるのか、今お話しした形で読み取った上で、各実施方針の点検・評価を行うことが必要になります。

この関連指標群の扱いにつきましては、現行の生物多様性国家戦略の関連指標群も同じようなつくりになって、それを踏襲する形で設定されております。

○児矢野委員 ありがとうございます。

関連指標群については分かったのですが、62ページの関連指標を拝見すると、達成年、数値目標が挙がっています。先ほどの早稲田委員のご質問を私も受けた上ですが、62ページにある関連指標は一体どういう位置づけのものですか。

○事務局（橋本自然環境課主査） この関連指標で数値の入っているものは、先ほどの40ページ以降に関連指標群がずらっと並んでいるのですが、◎のものと○のものがあります。◎のものに関しては、関連指標群の中で数値目標が設定されているもので、それが先ほど見ていただいた関連指標の目標数値になります。

ですから、関連指標群として評価するやり方については、先ほどお話ししたものと変わらないのですが、◎のものに関しては、具体的に数字でここまで行くと言っていますので、そこに達していない場合は目標に達していない、あるいは現状よりさらに何年か後の目標設定ということであれば、今、それに向かってどういう状況かを評価することに

なります。

○児矢野委員 要するに、62ページの関連指標は、判断の基準になるということですね。

○事務局（橋本自然環境主幹） はい。

○児矢野委員 分かりました。

○森本委員 まず、スケジュールのことについてご確認したいのですが、先ほどの説明では、令和4年夏頃までに5回程度ということ、1年ちょっとかけて進めていくイメージですか。

今、次期生物多様性国家戦略研究会が環境省主導で行われていますが、それは恐らく6月まで続きます。私は委員をさせていただいているのですが、ベースの国家戦略が決まるのが、実質2021年度いっぱいと聞いています。それを受けた地域戦略を策定されるのは2022年度になると思いますが、それを受けてからでなければ地域戦略の見直しは具体的に進められないのではないかと思います。

ですから、スケジュールとして点検・評価はすぐできると思うのですが、計画見直しについてはそれを受けてからになると思っているのですが、そういう理解でよろしいですか。

○事務局（本間自然環境課長） スケジュールにつきましては、先ほど申したとおり、令和3年度から見直しをしようとしているのですが、生物多様性保全計画は中身がかなり濃いものと考えておりますので、審議期間をなるべく多く取りたいと考えております。

それから、先月の中央環境審議会の内容からすると、次期COP15が今年の5月に延期されておりますが、予定どおり5月に開催されますと、次期国家戦略を令和3年度末、2022年3月までに策定すると環境省から聞いております。

それを踏まえて、その後、令和4年度になると思いますが、2回ほど審議していただいて、北海道の次期計画につきましては、令和4年中には策定したいということで、今のところ予定しております。

○森本委員 分かりました。そうすると、来年度、令和3年度については、点検・評価が主体になることになるという理解ですね。

○事務局（本間自然環境課長） 点検・評価は、先ほど申したとおり、審議の案件ではないということで、それを踏まえて次の計画に向けて、北海道としてどういった方向性で行けばいいのかということを中心にご審議いただければと考えております。

○森本委員 次の国家戦略は、気候変動と人口減少にどう対応するかということが主体になって、今の国家戦略及び地域戦略とはかなり趣が異なるものになると思うのです。ですので、計画を見直せと言われても、何を基に見直せばいいのか、私たちでもつかみどころがないことになってしまうと思うのです。もし見直しも慌てて同時並行でということになれば、国からの検討の状況を情報としてかなり集約していただかないと、私たちには判断の基準がないと思います。

そういうことで、あまり急いでやらなくても、前半は今までやられてきた計画の点検・

評価を重点的にやっていくということによいのではないかと私は思いました。

○本間自然環境課長 国や国際情勢などから情報収集しながら進めていきたいと考えておりますが、情報があまりない場合ですと調査、審議がままならなくなりますので、その辺の時期につきましては今後の動向を注視しながら、適切な時期に諮問等をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

森本委員は、国の次期戦略づくりにも関わっていらっしゃると思っておりますので、随時情報をこちらの部会と共有していただいて、北海道の戦略計画づくりにしていければいいと思います。ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。

○森本委員 ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、今回は、諮問を審議会にいただいた後、そういう議論の場が設けられるということですので、引き続き、皆さんのご協力をよろしくお願ひいたします。

私の進行が悪くて少し時間を超過してしまいました。

以上で、予定しておりました議事は終了しましたが、そのほかに委員から何かありましたらお伺ひしたいと思っておりますが、いかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、先ほど申し上げたとおり、諮問いただいた案件については、一両日中に皆さんに資料と案文を配りすることになると思っておりますので、ご協力をどうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局(永安自然環境課課長補佐) 吉中部会長、本日は議事進行を大変ありがとうございました。お疲れさまでございます。また、各委員の皆様におかれましても、長時間にわたって熱心にご審議いただき、本当にありがとうございます。

こちらとしましても、極力早く資料を送らせていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

4. 閉 会

○事務局(永安自然環境課課長補佐) それでは、これをもちまして、令和2年度第2回北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上

5. 追 録

部会内で指摘のあった、変更予定箇所生物相の現状等に係る資料、市町村長の意見、住民からの意見等に係る不足資料及び権限委譲に係る条例の抜粋を添付、解除理由について、事務局で整理した上で各委員に再度提出、内容の確認を行った上で、附帯意見を附し、変更について適当と認める旨決議された。

[各委員の意見]

- ・指定区域変更の理由が分かりにくかったので、今後とも申請者、市町村、地元住民の見解が一致している等の状況が理解しやすいように記載すること。
- ・「諮問」→委員の意見聴取→事務局の回答取りまとめ（住民意見などの整理）→「答申」とするなどした方が良いのではないかと
等のご意見をいただいた。

(参考) 【答申文(案)】

環境審第 号
令和3年3月 日
北海道知事 鈴木 直道 様
北海道環境審議会会長 中村 太士
環境緑地保護地区の指定区域の変更について(答申)
令和3年3月10日付け自然第2079号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり意見を附して原案を適当と認める旨決議したので答申します。
記
(附帯意見)
1 道として北海道全体の環境緑地保護地区の保全について十分配慮すること。
2 環境緑地保護地区の指定区域の変更等の諮問にあたっては、今後ともその理由を整理した詳細な資料を添付すること。